

能代市スポーツ・文化合宿等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、スポーツや健康・文化活動等による滞在型観光施策として、地域の活性化に資するため、能代市スポーツ・文化合宿等補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿等 スポーツ・文化等の合宿等をいう。
- (2) スポーツ・文化団体 大学、高等学校、高等専門学校、中学校、小学校及び社会人が所属するスポーツ・文化部、団体等（同好会を含む。）並びに都道府県代表等選抜チーム等をいう。
- (3) スポーツ・文化施設 市内のスポーツ・文化施設をいう。
- (4) 宿泊施設 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（キャンプ場、バンガロー等は除く。）並びに能代山本スポーツリゾートセンター「アリナス」をいう。
- (5) 参加者 選手及び指導者（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者（付添人は含まない。）をいう。
- (6) 延べ宿泊者数 宿泊者数に宿泊日数を乗じた数をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿等を実施する市外のスポーツ・文化団体とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) スポーツ・文化施設を利用し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊すること。
ただし、予選、選考会等を経て出場資格を得た全県大会、東北大会及び全国大会であって、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体含む。）が主催、共催又は後援する大会への参加に係る宿泊を除く。
- (2) 参加者数及び宿泊者数が5名以上であること。
- (3) 当該年度の3月31日までに終了すること。
- (4) 主に営利を目的としていないこと。
- (5) 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。

- (6) 他の団体等からの補助を受けていないこと。
- (7) その他市長が不適当と認めるものでないこと。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を合
補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を合宿等実
施最終日から起算して30日宿等実施最終日から起算して30日以内までに市長に
提出するものとする。

- (1) 能代市スポーツ・文化合宿等補助金 交付申請書 兼請求書 (様式第1号)
- (2) 宿泊証明書 (様式第2号)
- (3) 宿泊者名簿 (様式第3号)

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条により交付の申請があったときは、その内容を精査し、適当と
認めたときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により補助金を
受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	合宿等に要する経費のうち宿泊料
補助金の額	2,000円×延べ宿泊者数(宿泊者数×宿泊日数) ただし、能代山本スポーツリゾートセンター「アリナス」宿泊 の場合は1,000円×延べ宿泊者数とする。

補助限度額	1回20万円を限度とする
-------	--------------